

# 船舶が任意に設置する国際 VHF の無線機器の導入に伴う関係規定の整備

(社) 全国船舶無線工事協会

総務省は、海上における船舶間で共通に使用することができる通信システム（以下「船舶共通通信システム」という。）として船舶が任意に設置する国際 VHF の無線機器の導入に伴い関係省令、関係告示等の一部を改正し、平成 21 年 10 月 2 日に公布して同日付で施行しました。（関連記事：むせんこうじ Vol. 520、Vol. 522、Vol. 523）

## 1. 改正の背景等

現在、船舶に搭載された無線通信システムは、船舶の規模・用途ごとに使用される無線機器が異なるため、洋上で異なった規模・用途の船舶が出会った場合、危険回避行動等の連絡を相互に取り合うことが困難な状況となっています。

このような中、平成 20 年 2 月の護衛艦「あたご」と漁船「清徳丸」の衝突事故で、船舶間で共通に利用できる無線通信システムが無いことが海難防止の妨げの一つとして指摘され、総務省としては、船舶共通通信システムを早急に普及させることを目的として、平成 20 年 4 月に「海上における船舶のための共通通信システムの在り方及び普及促進に関する検討会」（座長・三木哲也 電気通信大学理事）を設置し、船舶共通通信システムとして、国際 VHF の無線機器を基本とすること、北米等で普及している安価な国際 VHF の無線機器を我が国でも導入することができるよう関係規定の見直しが必要であること等を内容とした報告書が平成 21 年 1 月に取りまとめられました。

今般、総務省では、この報告書の提言等を踏まえ、小型船舶が任意に設置する国際 VHF の無線機器を導入するため、関係規定等を整備したものです。

## 2. 主な改正の概要

- (1) 船舶が任意に設置する空中線電力 5W 以下の携帯型国際 VHF のみ又はこれとレーダーのみを設置した船舶局の定期検査を行わないこととした。
- (2) 特定船舶局であって、国際 VHF、義務設備を除く遭難自動通報設備（衛星 EPIRB、SART）、簡易型船舶自動識別装置（以下「簡易型 AIS」という。）及びレーダー以外の無線設備を設置しない船舶局の定期検査の実施時期を 3 年から 5 年に延長した。
- (3) 船舶局の無線局事項書（2 枚目）に簡易型 AIS を追加した。
- (4) 特定船舶局の無線局事項書及び工事設計書に携帯型 150MHz 送受信機（携帯型国際 VHF）、固定型 150MHz 送受信機（固定型国際 VHF）、デジタル選択呼出専用受信機（超短波帯）、簡易型 AIS 等を追加した。
- (5) 任意に設置する国際 VHF に係る無線設備規則、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則及びデジタル選択呼出装置の技術的条件を定める告示の一部を改正した。
- (6) 特定船舶局等については、無線業務日誌を備え付けることを要しないこととした。
- (7) 海上移動業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区分を定める告示の一部を改正した。
- (8) 自動識別装置を装置しなければならない海上移動業務の無線局からマリン VHF を除外した。
- (9) 登録点検の総合試験として、通信の相手方がいない場合の試験方法を新たに追加した。
- (10) 小規模な船舶局（特定船舶局）に使用する無線設備を定めた。

## 3. 改正省令・告示

- (1) 電波法施行規則の一部を改正する省令（郵政省令第 94 号） （傍線部分は改正部分）

改正後	現 行
(主任無線従事者の講習を要しない無線局) 第三十四条の六 法第三十九条第七項（法第七十条の九第三項において準用する場合を含む。）の総務省令で定める無線局は、次のとおりとする。 二 無線電話、遭難自動通報設備、レーダーその他の小規	(主任無線従事者の講習を要しない無線局) 第三十四条の六 法第三十九条第七項（法第七十条の九第三項において準用する場合を含む。）の総務省令で定める無線局は、次のとおりとする。 二 免許規則第四条第二項の表六の項に規定する特定船舶

模な船舶局に使用する無線設備として総務大臣が別に告示する無線設備のみを設置する船舶局（国際航海に従事しない船舶の船舶局に限る。以下「特定船舶局」という。）

二 簡易無線局

三 前二号に掲げるもののほか、総務大臣が別に告示するもの

（定期検査を行わない無線局）

第四十一条の二の六 法第七十三条第一項の総務省令で定める無線局は、次のとおりとする。

一～七（略）

八 船舶局（F二B電波又はF三E電波一五六MHzから一五七・四五MHzまでの周波数を使用する空中線電力五ワット以下の携帯して使用するための無線設備のみ又はこれと第十二号のレーダーのみを設置するものに限る。）

九 船上通信局

十～二十四

（権限の委任）

第五十一条の十五 法に規定する総務大臣の権限で次に掲げるものは、所轄総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）に委任する。ただし、第二号の二の三、第三号及び第六号の二に掲げる権限は、総務大臣が自ら行うことがある。

一～八（略）

2 前項の所轄総合通信局長は、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる場所を管轄する総合通信局長とする。

一～三の三	（略）
三の四 法第二十七条の二十九第一項の規定による登録に係る無線局	申請者又は登録人の住所（法第二十七条の二十六第一項、法第二十七条の三十一、 <u>法第二十七条の三十二及び法第七十条の七第二項（法第七十条の九第二項において準用する場合を含む。）</u> ）に規定する届出にあつては、その無線設備の設置場所（移動する無線局にあつては、常置場所）
四～十四	（略）

3・4（略）

別表第五号 定期検査の実施時期（第四十一条の四関係）

一～九（略）

十 船舶局

(1)（略）

(2) 義務船舶局であつて(1)に該当しないもの及び義務船舶局以外の船舶局であつて船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二条の規定に基づく命令により遭難自動通報設備の備付けを要する船舶に開設するもの 二年

(3) 特定船舶局であつてF二B電波又はF三E電波一五六MHzから一五七・四五MHzまでの周波数を使用する無線設備、遭難自動通報設備（船舶安全法第二条の規定に基づく命令により備付けを要するものを除く。）簡易型船舶自動識別装置及びレーダー以外の無線設備を設置しないもの 五年

局

二 簡易無線局

三 前二号に掲げるもののほか、総務大臣が別に告示するもの

（定期検査を行わない無線局）

第四十一条の二の六 法第七十三条第一項の総務省令で定める無線局は、次のとおりとする。

一～七（略）

八 船上通信局

九～二十三

（権限の委任）

第五十一条の十五 法に規定する総務大臣の権限で次に掲げるものは、所轄総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）に委任する。ただし、第二号の二の三、第三号及び第六号の二に掲げる権限は、総務大臣が自ら行うことがある。

一～八（略）

2 前項の所轄総合通信局長は、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる場所を管轄する総合通信局長とする。

一～三の三	（略）
三の四 法第二十七条の二十九第一項の規定による登録に係る無線局	申請者又は登録人の住所（法第二十七条の二十六第一項、法第二十七条の三十一及び <u>法第二十七条の三十二</u> ）に規定する届出にあつては、その無線設備の設置場所（移動する無線局にあつては、常置場所）
四～十四	（略）

3・4（略）

別表第五号 定期検査の実施時期（第四十一条の二関係）

一～九（略）

十 船舶局

(1)（略）

(2) 義務船舶局であつて(1)に該当しないもの及び義務船舶局以外の船舶局であつて船舶安全法第二条の規定に基づく命令により遭難自動通報設備の備付けを要する船舶に開設するもの 二年

<p>(4) (1)から(3)までに該当しないもの 三年</p> <p>附 則 この省令は、公布の日から施行する。</p>	<p>(3) (1)及び(2)に該当しないもの 三年</p>
-------------------------------------------------------------------	--------------------------------

(2) 無線局免許手続規則の一部を改正する省令(郵政省令第95号) (傍線部分は改正部分)

改 正 後	現 行																												
<p>(添付書類等)</p> <p>第四条 法第六条の規定により前条の申請書に添附する書類は、無線局事項書及び工事設計書とし、無線局事項書には無線設備の工事設計に係る事項以外の事項を、工事設計書には無線設備の工事設計に係る事項をそれぞれ記載するものとする。</p> <p>2 無線局事項書及び工事設計書の様式は、次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 30%;">区 分</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">無線局事項書及び工事設計書の様式</th> </tr> <tr> <th style="width: 35%;">無線局事項書の様式</th> <th style="width: 35%;">工事設計書の様式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一～五(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>六 船舶局(特定船舶局(施行規則第三十四条の六第一号に規定するものをいう。以下同じ)を除く。)</td> <td>別表第二号第3</td> <td>別表第二号の二第6</td> </tr> <tr> <td>七～十五(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第二号第3 船舶局(特定船舶局を除く。)及び船舶地球局の無線局事項書の様式(第4条、第12条関係)(船舶局については、総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)</p> <p>(略)</p> <p>1 1枚目 (略)</p> <p>2 2枚目 別紙1の2参照</p> <p>3 (略)</p> <p>別表第二号の三第3 特定船舶局、遭難自動通報局及び無線航行移動局の無線局事項書及び工事設計書の様式(第4条、第12条関係) 別紙2の2参照</p> <p>附 則</p> <p>1 この省令は、公布の日から施行する。</p> <p>2 船舶局(特定船舶局を除く。)及び船舶地球局の無線局事項書の様式並びに特定船舶局、遭難自動通報局及び無線航行移動局の無線局事項書及び工事設計書の様式は、この省令による改正後の別表第二号第3の2及び別表第二号の三第3の様式にかかわらず、この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までは、なお従前の様式によることができる。</p>	区 分	無線局事項書及び工事設計書の様式		無線局事項書の様式	工事設計書の様式	一～五(略)	(略)	(略)	六 船舶局(特定船舶局(施行規則第三十四条の六第一号に規定するものをいう。以下同じ)を除く。)	別表第二号第3	別表第二号の二第6	七～十五(略)	(略)	(略)	<p>(添付書類等)</p> <p>第四条 法第六条の規定により前条の申請書に添附する書類は、無線局事項書及び工事設計書とし、無線局事項書には無線設備の工事設計に係る事項以外の事項を、工事設計書には無線設備の工事設計に係る事項をそれぞれ記載するものとする。</p> <p>2 無線局事項書及び工事設計書の様式は、次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 30%;">区 分</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">無線局事項書及び工事設計書の様式</th> </tr> <tr> <th style="width: 35%;">無線局事項書の様式</th> <th style="width: 35%;">工事設計書の様式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一～五(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>六 船舶局(空中線電力5ワット以下の無線電話を使用する船舶であって、総務大臣が別に告示するもの(以下「特定船舶局」という。))を除く。)</td> <td>別表第二号第3</td> <td>別表第二号の二第6</td> </tr> <tr> <td>七～十五(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第二号第3 船舶局(特定船舶局を除く。)及び船舶地球局の無線局事項書の様式(第4条、第12条関係)(船舶局については、総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)</p> <p>(略)</p> <p>1 1枚目 (略)</p> <p>2 2枚目 別紙1の1(略)</p> <p>3 (略)</p> <p>別表第二号の三第3 特定船舶局、遭難自動通報局及び無線航行移動局の無線局事項書及び工事設計書の様式(第4条、第12条関係) 別紙2の1(略)</p>	区 分	無線局事項書及び工事設計書の様式		無線局事項書の様式	工事設計書の様式	一～五(略)	(略)	(略)	六 船舶局(空中線電力5ワット以下の無線電話を使用する船舶であって、総務大臣が別に告示するもの(以下「特定船舶局」という。))を除く。)	別表第二号第3	別表第二号の二第6	七～十五(略)	(略)	(略)
区 分		無線局事項書及び工事設計書の様式																											
	無線局事項書の様式	工事設計書の様式																											
一～五(略)	(略)	(略)																											
六 船舶局(特定船舶局(施行規則第三十四条の六第一号に規定するものをいう。以下同じ)を除く。)	別表第二号第3	別表第二号の二第6																											
七～十五(略)	(略)	(略)																											
区 分	無線局事項書及び工事設計書の様式																												
	無線局事項書の様式	工事設計書の様式																											
一～五(略)	(略)	(略)																											
六 船舶局(空中線電力5ワット以下の無線電話を使用する船舶であって、総務大臣が別に告示するもの(以下「特定船舶局」という。))を除く。)	別表第二号第3	別表第二号の二第6																											
七～十五(略)	(略)	(略)																											

免許手続規則 別表第二号第3の2 (別紙1の2)

		19 無線局の区別	整理番号	
20 電 波 の 型 式 並 び に 希 望 す る 周 波 数 の 範 囲 及 び 空 中 線 電 力	(1)法第33条及び第35条の規定により備えている無線設備		(2) (1)以外の無線設備	
	超短波帯 (150 MHz) の無線設備の機器 [ J ]		超短波帯 (150MHz) の無線設備の機器 [ J ]	
	F2B ch 70 W		F2B ch 70 W	
	F3E W		F3E W	
	中短波帯の無線設備の機器 [ K ]		超短波帯 (150 MHz DSB) の無線設備の機器 [ X ]	
	J3E 2182 kHz W		A3E W	
	F1B 2177 2187.5 kHz W		超短波帯 (40 MHz DSB) の無線設備の機器 [ W ]	
	F1B 2174.5 kHz W		A3E W	
	中短波帯及び短波帯の無線設備の機器 [ L ]		短波帯 (27 MHz SSB) の無線設備の機器 [ U ]	
	J3E 2182 kHz W		J3E W	
	F1B 2177 2187.5 kHz W		短波帯 (27 MHz DSB) の無線設備の機器 [ V ]	
	F1B 2174.5 kHz W		A3E W	
	J3E 4125 6215 8291 12290 16420 kHz W		船上通信設備 [ I ]	
	F1B 4207.5 6312 8414.5 12577 16804.5 kHz W		F3E 457.525 457.55 457.575 MHz W	
	F1B 4177.5 6268 8376.5 12520 16695 kHz W		レーダー [ G ]	
	船舶自動識別装置 [ S ]		P0N 9410 MHz kW	
	F2B ch 70 12.5W		簡易型船舶自動識別装置 [ R ]	
	F1D 156.025 - 156.5125 MHz, 156.5375 - 157.425 MHz, 160.625 - 160.8875 MHz, 160.9125 - 160.9625 MHz, 及び 161.5 - 162.025 MHz 12.5 kHz間隔の周波数 182波 12.5W		F1D 161.5 - 162.025 MHzまでの25kHz間隔の周波数 22波 2W	
	捜索救助用レーダートランスポンダ [ M ]		その他の設備	
	Q0N 9350 MHz 0.4W			
衛星非常用位置指示無線標識 [ N ]				
G1B 406.025 MHz 5.0W				
G1B 406.028 MHz 5.0W				
G1B 406.037 MHz 5.0W				
A3X 121.5 MHz 0.05W				
設備規則第45条の3の5に規定する無線設備 [ E ]				
G1B 406.028 MHz 5.0W				
G1B 406.037 MHz 5.0W				
A3X 121.5 MHz 0.05W				
双方向無線電話 [ P ]				
F3E 150 MHz (ch 15 - 17) W				
船舶航空機間双方向無線電話 [ T ]				
A3E 121.5 123.1 MHz W				

免許手続規則 別表第二号の三第3 (別紙2の2)

無線局事項書及び工事設計書

					整理番号							
1 申請(届出)の区分	開設 変更 再免許	2 無線局の 種別コード			3 免許の番号			4 欠格事由	有 無	5 希望する運用許容時間		
6 開設、継続開設又は変更を必要とする理由						8 免許の年月日		9 免許の有効期間				
						10 最初の免許の年月日		11 希望する免許の有効期間				
7 申請(届出)者名等	氏名又は名称	法人団体 個人の別	法人又は団体				フリガナ	12 工事落成の 予定期日		日付指定: _____ 予備免許の日から ____月目の日 予備免許の日から ____日目の日		
		法人	コード [ ]		個人又は代表者名			13 運用開始の 予定期日		免許の日 日付指定: _____ 予備免許の日から ____月以内の日 免許の日から ____月以内の日		
	団体	姓   フリガナ		名   フリガナ		個人		14 無線局の目的 コード		15 通信事項 コード		
	住所	フリガナ 都道府県 - 市区町村コード [ ]		郵便番号		電話番号		16 識別信号		[MMSI]		
17 無線設備の設置場所	フリガナ 船舶又は航空機名						18 通信の相手方		免許人又は免許人加入団体所属の海岸局 船舶局 その他 ( )			
19 停泊港コード			20 主たる停泊港又は定置場				21 船舶又は航空機の所有者		免許人 その他 ( )			
22 電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力	電波の型式		周波数		空中線電力		23 航行区域又は従業制限コード並びに航行する海域コード		24 用途コード			
	A3E	A2D	27MHz 帯 54波		1W							
	A3E	A2D	40MHz 帯 ( )		5W							
	F3E	150MHz 帯 (ch 15-17)		0.8W				25 船舶番号又は漁船登録番号		27 信号符字		
	F2B	150MHz 帯 (ch 70)		W								
	F3E	150MHz 帯 ( )		W								
	F1D	161.5-162.025MHz 25kHz 間隔の周波数 22波		2W								
						W		26 総トン数		30 加入 海岸局		
						W		28 旅客定員 コード		正加入		
	P0N	9410MHz				kW		29 長さコード		準加入		
Q0N	9350MHz				0.4W							
G1B	406.025MHz		406.028MHz		406.037MHz							
A3X	121.5MHz				0.05W							

整理番号	
------	--

工 事 設 計 書

31 機器の種類	32 製造者名	33 検定番号等又は名称	34 製造番号	35 特殊な装置	
27MHz 送受信機 [27M]				デジタル選択呼出専用受信機（超短波帯）[DSR]	
双方向無線電話 [LP]				ナブテックス受信機（和文）[NRN]	
レーダー [R]				地上無線航法装置 [LRN]	
衛星非常用位置指示無線標識 [SE]				衛星無線航法装置 [GPS]	
捜索救助用レーダートランスポンダ [LTL]				選択呼出装置 [S]	
40MHz 送受信機 [40M]				変調信号処理装置 [SM]	
150MHz 送受信機（AM） [150]				無線方位測定機 [ADF]	
携帯型 150MHz 送受信機（FM） [JP]				データ伝送装置 [DT]	
固定型 150MHz 送受信機（FM） [JU]				その他（ ）	
マリン VHF 送受信機 [MVH]				その他（ ）	
400MHz 送受信機（FM） [400]				36 ATIS 番号	
その他（ ）				37 船舶等識別番号	
その他（ ）				38 その他の工事設計	法第 3 章に規定する条件に合致する。

39 備考	
-------	--

改正後	現 行												
<p>（副次的に発する電波等の限度）</p> <p>第二十四条 法第二十九条に規定する副次的に発する電波が他の無線設備の機能に支障を与えない限度は、受信空中線と電氣的常数の等しい疑似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が四ナノワット以下でなければならない。</p> <p>2～21（略）</p> <p>22 <u>無線通信規則付録第十八号の表に掲げる周波数の電波を使用する無線局の受信装置</u>については、第一項の規定にかかわらず、次の表に定めるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">周波数帯</td> <td>副次的に発する電波の限度</td> </tr> <tr> <td>九kHzを超え一GHz以下</td> <td>二ナノワット以下</td> </tr> <tr> <td>一GHzを超え四GHz以下</td> <td>二ナノワット以下</td> </tr> </table>	周波数帯	副次的に発する電波の限度	九kHzを超え一GHz以下	二ナノワット以下	一GHzを超え四GHz以下	二ナノワット以下	<p>（副次的に発する電波等の限度）</p> <p>第二十四条 法第二十九条に規定する副次的に発する電波が他の無線設備の機能に支障を与えない限度は、受信空中線と電氣的常数の等しい疑似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が四ナノワット以下でなければならない。</p> <p>2～21（略）</p> <p>22 <u>船舶自動識別装置及び簡易型船舶自動識別装置の受信設備</u>については、第一項の規定にかかわらず、次の表に定めるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">周波数帯</td> <td>副次的に発する電波の限度</td> </tr> <tr> <td>九kHzを超え一GHz以下</td> <td>二ナノワット以下</td> </tr> <tr> <td>一GHzを超え四GHz以下</td> <td>二ナノワット以下</td> </tr> </table>	周波数帯	副次的に発する電波の限度	九kHzを超え一GHz以下	二ナノワット以下	一GHzを超え四GHz以下	二ナノワット以下
周波数帯	副次的に発する電波の限度												
九kHzを超え一GHz以下	二ナノワット以下												
一GHzを超え四GHz以下	二ナノワット以下												
周波数帯	副次的に発する電波の限度												
九kHzを超え一GHz以下	二ナノワット以下												
一GHzを超え四GHz以下	二ナノワット以下												
<p>（デジタル選択呼出装置）</p> <p>第四十条の五 船舶局のデジタル選択呼出装置は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。<u>ただし、法第三十三条の規定に基づき備えなければならない無線設備の機器以外のものについては、第一号イ、二及びリの規定は適用しない。</u></p> <p>一 一般的条件</p> <p>イ 点検及び保守を容易に行うことができるものであること。</p> <p>ロ・ハ（略）</p> <p>二 正常に動作することを容易に試験できる機能を有すること。</p> <p>ホ（略）</p> <p>へ <u>遭難警報は、自動的に五回繰り返し送信し、それ以降の送信は、三・五分から四・五分までの間のうち、不規則な間隔を置くものであること。</u></p> <p>ト 遭難通信又は緊急通信以外の通信を受信したときは、可視の表示を行うものであること。</p> <p>チ（略）</p> <p>リ 受信した遭難通信に係る呼出しの内容が直ちに印字されない場合、当該内容を二〇以上記憶できるものであり、かつ、記憶した内容は印字する等により読み出されるまで保存できること。</p> <p>ヌ～ヲ（略）</p> <p>二（略）</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合すること。</p> <p>2（略）</p>	<p>（デジタル選択呼出装置）</p> <p>第四十条の五 船舶局のデジタル選択呼出装置は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。</p> <p>一（同上）</p> <p>イ（同上）</p> <p>ロ・ハ（略）</p> <p>二（同上）</p> <p>ホ（略）</p> <p>へ <u>遭難警報は、自動的に五回繰り返し送信するものであること。この場合において、送信の繰り返しは、三・五分から四・五分までの間のうち、不規則な間隔を置くものであること。</u></p> <p>ト 遭難通信又は緊急通信以外の通信を受信したときは、<u>可聴及び可視の表示を行うものであること。</u></p> <p>チ（略）</p> <p>リ（同上）</p> <p>ヌ～ヲ（略）</p> <p>二（略）</p> <p>三（同上）</p> <p>2（略）</p>												
<p>（デジタル選択呼出装置等による通信を行う海上移動業務の無線局の無線設備）</p> <p>第四十条の七 J三E電波を使用する無線電話による通信及びデジタル選択呼出装置又は狭帯域直接印刷電信装置による通信を行う船舶局の無線設備であつて、一、六〇六・五kHzから二六、一七五kHzまでの周波数の電波を使用するものの送信装置及び受信装置は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。</p>	<p>（デジタル選択呼出装置等による通信を行う海上移動業務の無線局の無線設備）</p> <p>第四十条の七 J三E電波を使用する無線電話による通信及びデジタル選択呼出装置又は狭帯域直接印刷電信装置による通信を行う船舶局の無線設備であつて、一、六〇六・五kHzから二六、一七五kHzまでの周波数の電波を使用するものの送信装置及び受信装置は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。</p>												

<p>一～四 (略)</p> <p>2 F三E電波を使用する無線電話による通信及びデジタル選択呼出装置による通信を行う船舶局であつて、無線通信規則付録第十八号の表に掲げる周波数の電波を使用するものの無線設備は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。<u>ただし、法第三十三条の規定に基づき備えなければならない無線設備の機器以外のものについては、第一号イ、第二号の表の空中線電力の項及び第三号の規定は適用しない。</u></p> <p>一～四 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(F三E電波を使用する航空機局等の無線設備の条件)</p> <p>第四十五条の十二の四 第四十条の二第一項及び第二項、<u>第四十一条第三項並びに第四十二条の規定は、F三E電波を使用する航空機局及び航空機に搭載して使用する携帯局の無線設備であつて、無線通信規則付録第十八号の表に掲げる周波数の電波を使用するものに準用する。</u></p> <p>(受信装置の条件)</p> <p>第五十八条の二 F二A電波、F二B電波、F二D電波、F二N電波、F二X電波又はF三E電波五四MHzを超え七〇MHz以下又は一四二MHzを超え一六二・〇三七五MHz以下を使用する海上移動業務の無線局の受信装置は、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる条件に適合するものでなければならない。ただし、空中線電力一ワット以下の無線局、第四十条の二第一項(第四十五条の十二の四において準用する場合を含む。次項において同じ。)の無線局及び総務大臣が本文の規定による条件を適用することが困難又は不合理と認めて別に告示する無線局の受信装置については、この限りでない。</p> <p>(表略)</p> <p>2 第四十条の二第一項の無線局の受信装置(<u>法第三十三条の規定に基づき備えなければならない無線設備の機器以外のものを除く。</u>)は、別に告示する技術的条件に適合するものでなければならない。</p> <p>附 則 この省令は、公布の日から施行する。</p>	<p>一～四 (略)</p> <p>2 F三E電波を使用する無線電話による通信及びデジタル選択呼出装置による通信を行う船舶局であつて、無線通信規則付録第十八号の表に掲げる周波数の電波を使用するものの無線設備は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(F三E電波を使用する航空機局等の無線設備の条件)</p> <p>第四十五条の十二の四 第四十条の二第一項及び第二項、<u>第四十一条第四項並びに第四十二条の規定は、F三E電波を使用する航空機局及び航空機に搭載して使用する携帯局の無線設備であつて、無線通信規則付録第十八号の表に掲げる周波数の電波を使用するものに準用する。</u></p> <p>(受信装置の条件)</p> <p>第五十八条の二 F二A電波、F二B電波、F二D電波、F二N電波、F二X電波又はF三E電波五四MHzを超え七〇MHz以下又は一四二MHzを超え一六二・〇三七五MHz以下を使用する海上移動業務の無線局の受信装置は、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる条件に適合するものでなければならない。ただし、空中線電力一ワット以下の無線局、第四十条の二第一項(第四十五条の十二の四において準用する場合を含む。次項において同じ。)の無線局及び総務大臣が本文の規定による条件を適用することが困難又は不合理と認めて別に告示する無線局の受信装置については、この限りでない。</p> <p>(表略)</p> <p>2 第四十条の二第一項の無線局の受信装置(<u>次条に規定するものを除く。</u>)は、別に告示する技術的条件に適合するものでなければならない。</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(4) 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令(郵政省令第97号)

(傍線部分は改正部分)

改正後	現 行
<p>(特定無線設備等)</p> <p>第二条 法第三十八条の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。</p> <p>一～一の十四 (略)</p> <p>一～一の十五 F二A電波、F二B電波、F二C電波、F二D電波、F二N電波、F二X電波、F三C電波又はF三E電波五四MHzを超え七〇MHz以下、一四二MHzを超え一六二・〇三七五MHz以下、三三五・四MHzを超え四七〇MHz以下、八一〇MHzを超え九六〇MHz以下又は一、二</p>	<p>(特定無線設備等)</p> <p>第二条 法第三十八条の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。</p> <p>一～一の十四 (略)</p> <p>一～一の十五 F二A電波、F二B電波、F二C電波、F二D電波、F二N電波、F二X電波、F三C電波又はF三E電波五四MHzを超え七〇MHz以下、一四二MHzを超え一六二・〇三七五MHz以下、三三五・四MHzを超え四七〇MHz以下、八一〇MHzを超え九六〇MHz以下又は一、二</p>



<p>五 MHz を超え二、六九〇MHz 以下の周波数の電波を使用する無線局に使用するための無線設備であつて、その空中線電力が五〇ワット以下のもの（<u>第一号の十一、第十五号、第五十九号及び第六十号に掲げるものを除く。</u>）</p> <p>二～五十八（略）</p> <p>五十九 <u>F二B電波又はF三E電波一五六MHzを超え一五七・四五MHz以下の周波数を使用する空中線電力が二五ワット以下の無線設備であつて、船舶局に使用するためのもの（次号に掲げるものを除く。）</u></p> <p>六十 <u>F二B電波又はF三E電波一五六MHzを超え一五七・四五MHz以下の周波数を使用する空中線電力が五ワット以下の携帯して使用するための無線設備であつて、船舶局に使用するためのもの</u></p> <p>2（略）</p> <p>別表第一号は、記載を省略します。</p> <p>様式第7号（第8条、第20条、第27条及び第36条関係）（略）</p> <p>注1～3（略）</p> <p>4（略）</p> <table border="1" data-bbox="151 878 778 1057"> <thead> <tr> <th>特定無線設備の種別</th> <th>記号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>第2条第1項第58号に掲げる無線設備</td> <td>R U</td> </tr> <tr> <td>第2条第1項第59号に掲げる無線設備</td> <td>S U</td> </tr> <tr> <td>第2条第1項第60号に掲げる無線設備</td> <td>T U</td> </tr> </tbody> </table> <p>附 則</p> <p>この省令は、公布の日から施行する。</p>	特定無線設備の種別	記号	（略）	（略）	第2条第1項第58号に掲げる無線設備	R U	第2条第1項第59号に掲げる無線設備	S U	第2条第1項第60号に掲げる無線設備	T U	<p>五 MHz を超え二、六九〇MHz 以下の周波数の電波を使用する無線局に使用するための無線設備であつて、その空中線電力が五〇ワット以下のもの（<u>第一号の十一及び第十六号に掲げるものを除く。</u>）</p> <p>二～五十八（略）</p> <p>2（略）</p> <p>別表第一号は、記載を省略します。</p> <p>様式第7号（第8条、第20条、第27条及び第36条関係）（略）</p> <p>注1～3（略）</p> <p>4（略）</p> <table border="1" data-bbox="810 878 1437 987"> <thead> <tr> <th>特定無線設備の種別</th> <th>記号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>第2条第1項第58号に掲げる無線設備</td> <td>R U</td> </tr> </tbody> </table>	特定無線設備の種別	記号	（略）	（略）	第2条第1項第58号に掲げる無線設備	R U
特定無線設備の種別	記号																
（略）	（略）																
第2条第1項第58号に掲げる無線設備	R U																
第2条第1項第59号に掲げる無線設備	S U																
第2条第1項第60号に掲げる無線設備	T U																
特定無線設備の種別	記号																
（略）	（略）																
第2条第1項第58号に掲げる無線設備	R U																

(5) 時計、業務書類等の備付けを省略できる無線局及び省略できるものの範囲並びにその備付け場所の特例又は共用できる場合を定める件(昭和35年郵政省告示第1017号)の一部を改正する告示(郵政省告示第463号) (傍線部分は改正部分)

改正後	現 行
<p>一 時計、業務書類等の備付けの省略</p> <p>次の表の中欄に掲げる無線局は、当該無線局に備え付けなければならない時計、無線検査簿、無線業務日誌又は施行規則第三十八条第一項に規定する業務書類のうち同表の下欄に掲げるものの備え付けを省略することができる。</p> <p>表（略）</p> <p>注 <u>法第十三条第三項に規定する義務船舶局以外の船舶局であつて、特定船舶局（施行規則第三十四条の六第一号に規定するものをいう。）が設置することができる無線設備及びH三E電波又はJ三E電波二六・一MHzを超え二八MHz以下の周波数を使用する空中線電力二五ワット以下の無線設備以外の無線設備を設置していない船舶局については、無線業務日誌を備え付けることを要しない。</u></p> <p>二・三（略）</p>	<p>一（同上）</p> <p>表（略）</p> <p>注 <u>特定船舶局（免許規則第四条第二項の表六の項の特定船舶局をいう。）が設置することができる無線設備及びH三E電波又はJ三E電波二六・一MHzを超え二八MHz以下の周波数を使用する空中線電力二五ワット以下の無線設備以外の無線設備を設置していない船舶局については、通信の相手方である無線局の無線業務日誌により運用の状況が把握される場合は、無線業務日誌を備え付けることを要しない。</u></p> <p>二・三（略）</p>

(6) 海上移動業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区分を定める件(昭和59年郵政省告示第964号)の一部を改正する告示(郵政省告示第464号) (傍線部分は改正部分)

改正後			現行		
1 船舶局が使用することができる電波の型式及び周波数 (1)～(3) (略) (4) 30,005kHz以上の周波数 ア (略) イ 無線通信規則付録第18号の表に掲げるもの			1 船舶局が使用することができる電波の型式及び周波数 (1)～(3) (略) (4) 30,005kHz以上の周波数 ア (略) イ 無線通信規則付録第18号の表に掲げるもの		
使用電波の型式及び周波数(MHz)			使用電波の型式及び周波数(MHz)		
チャンネルの番号	呼出し、応答及び準備信号の送信	その他	チャンネルの番号	呼出し、応答及び準備信号の送信	その他
	F 3 E	F 3 E		F 3 E	F 3 E
60		156.025(1)	60		156.025(2)
01	156.05	156.05 (1)	01	156.05	156.05 (2)
61		156.075(1)	61		156.075(2)
02	156.1	156.1 (1)	02	156.1	156.1 (2)
62		156.125(1)	62		156.125(2)
03	156.15	156.15 (1)	03	156.15	156.15 (2)
63		156.175(1)	63		156.175(2)
04	156.2	156.2 (1)	04	156.2	156.2 (2)
64		156.225(1)	64		156.225(2)
05	156.25	156.25 (1)	05	156.25	156.25 (2)
65		156.275(1)	65		156.275(2)
06		156.3 (2)	06		156.3 (3)(20)
66		156.325(1)	66		156.325(2)
07	156.35	156.35 (1)	07	156.35	156.35 (2)
67		156.375(2)(3)	67		156.375(7)
08		156.4 (2)	08		156.4 (3)
68		156.425(3)	68		156.425(7)
09		156.45 (4)	09		156.45 (4)(5)
69		156.475(1)(2)	69		156.475(2)(3)(19)
10		156.5 (2)	10		156.5 (3)
70	156.525(5)		70	156.525(11)(14)(15)	
11		156.55 (6)	11		156.55 (4)(6)
71		156.575(7)	71		156.575(13)
12		156.6 (6)	12		156.6 (4)(6)(20)
72		156.625(2)(8)	72		156.625(3)(12)(19)
13	156.65(9)(10)	156.65 (10)	13	156.65(16)(17)	156.65 (16)(20)
73		156.675(1)(2)	73		156.675(2)(3)(19)
14		156.7 (6)	14		156.7 (4)(6)(20)
74		156.725(7)	74		156.725(13)
15	156.75(11)	156.75 (8)(11)	15	156.75(8)(10)	156.75 (8)(10)(21)
75		156.775(12)	75		156.775(1)
16	156.8(13)		16	156.8(20)	
76		156.825(12)	76		156.825(1)
17	156.85(11)	156.85 (11)	17	156.85(8)	156.85 (8)(21)
77	156.875(14)	156.875(8)	77	156.875(18)	156.875(12)
18		156.9 (6)	18		156.9 (4)(6)
78		156.925(7)	78		156.925(13)
19		156.95 (6)	19		156.95 (4)(6)
79		156.975(1)	79		156.975(2)
20		157.0 (6)	20		157.0 (4)(6)
80		157.025(7)	80		157.025(13)
21		157.05	21		157.05

81	157.075(7)
22	157.1 (6)
82	157.125(7)
23	157.15 (15)
83	157.175(1)
24	157.2 (15)
84	157.225(7)
25	157.25 (15)
85	157.275(1)
26	157.3 (15)
86	157.325(15)
27	157.35 (15)
87	157.375(15)
28	157.4 (1)
88	157.425(15)

81	157.075(13)
22	157.1 (4)(6)
82	157.125(13)
23	157.15 (9)
83	157.175(2)
24	157.2 (9)
84	157.225(13)
25	157.25 (9)
85	157.275(2)
26	157.3 (9)
86	157.325(2)(6)(19)
27	157.35 (2)(6)(19)
87	157.375(2)(6)
28	157.4 (9)
88	157.425(2)(6)

注1 (1)は、外国の無線局と電気通信業務に関する通信又は港務に関する通信を行う場合に限る。

2 (2)は、船舶局相互間において通信を行う場合に限る。

3 (3)は、水先業務若しくは引き船業務に関する通信を行う場合又は外国の無線局と通信を行う場合に限る。

4 (4)は、港務に関する通信を行う場合又は海上保安庁の無線局と通信を行う場合に限る。

5 (5)は、デジタル選択呼出装置を使用する場合に限る。この場合の電波の型式はF 2 Bとする。

6 (6)は、港務に関する通信を行う場合又は海岸局と通信を行う場合に限る。

7 (7)は、外国の無線局と電気通信業務に関する通信若しくは港務に関する通信を行う場合又は日本沿岸海域において所属する専用海岸局及び当該専用海岸局に所属する他の船舶局と通信を行う場合に限る。

8 (8)は、外国の無線局と通信を行う場合に限る。

9 (9)は、156.8MHz の周波数の電波を使用して海上保安庁の無線局を呼び出すことが困難な場合又は船舶局相互間において航行の安全に関する通信を行う場合に限る。

10 (10)は、船舶局相互間において航行の安全に関する通信を行う場合に限る。

11 (11)は、双方向無線電話又は船上通信設備を使用して通信を行う場合に限る。ただし、日本沿岸海域において使用する場合は、水先業務及び引き船の業務に関する通信を行う無線局に混信を与えない場合に限る。

12 (12)は、船舶の航行に関する通信を行う場合に限る。

13 (13)は、遭難、緊急及び安全以外の目的のために呼出し用としても使用することができる。

14 (14)は、日本沿岸海域において、義務船舶局以外の船舶局が呼出応答を行う場合に限る。

15 (15)は、外国の無線局と電気通信業務に関する通信若しくは港務に関する通信を行う場合又は海岸局と通信を

注1 (1)は、航行に関する通信を行う場合に限る。

2 (2)は、外国の無線局と電気通信業務の通信又は港務に関する通信を行う場合に限る。

3 (3)は、船舶局相互間において通信を行う場合に限る。

4 (4)は、港務に関する通信を行う場合に限る。

5 (5)は、海上保安庁の無線局と通信を行う場合に限る。

6 (6)は、海岸局と通信を行う場合に限る。

7 (7)は、水先業務又は引き船業務に関する通信を行う場合及び外国の無線局と通信を行う場合に限る。

8 (8)は、双方向無線電話(電波法施行規則第2条第1項第37号の5に規定する双方向無線電話をいう。以下同じ。)又は船上通信設備(電波法施行規則第2条第1項第40号の3に規定する船上通信設備をいう。以下同じ。)を使用して通信を行う場合に限る。

9 (9)は、外国の無線局と電気通信業務の通信を行う場合に限る。

10 (10)は、日本沿岸において使用する場合は、水先業務及び引き船の業務に使用する無線局に混信を与えない場合に限る。

11 (11)は、デジタル選択呼出しによる遭難、緊急及び安全用である。

12 (12)は、外国の船舶局と通信を行う場合に限る。

13 (13)は、外国の無線局と電気通信業務の通信若しくは港務に関する通信を行う場合又は日本沿岸海域においてその所属する専用海岸局及び船舶局と通信を行う場合に限る。

14 (14)は、遭難、緊急及び安全以外の目的のために呼出し用としても使用することができる。

15 (15)の電波の型式は、F 2 Bとする。

行う場合に限る。

- 16 特に協定がある場合には、「その他」の欄の周波数を呼出し、応答及び準備信号に使用することができる。
- 17 船舶自動識別装置又は簡易型船舶自動識別装置による通信を行う場合は、電波の型式はF 1 Dとし、原則として161.975MHz及び162.025MHzの周波数の電波を全海域で使用するものとする。

ウ・エ (略)

(2) (略)

ア～エ (略)

2 海岸局が使用することができる電波の型式及び周波数

(1) (略)

(2) 4,000kHz以上の周波数

ア (略)

イ ア以外の海岸局

使用電波の型式及び周波数(MHz)

呼出し、応答及び準備信号の送信	呼出し、応答及び準備信号の送信その他すべての通信
F 3 E	F 3 E
156.525(5)	149.65 (1) 150.35 (1) 151.09 (1) 151.33 (1) 152.37 (1) 153.49 (2) 156.375(3)(4) 156.425(3)(4) 156.575(1) 156.65 (6) 156.725(1)
156.8 156.875(7)	157.49 (1) 158.53 (1) 158.57 (1) 158.69 (1) 158.85 (2) 158.89 (1) 158.93 (1) 159.03 (1) 159.05 (1)

16 (16)は、船舶局相互間において航行の安全に関する通信を行う場合に限る。

17 (17)は、海上保安庁の海上無線航行業務を行う無線局が156.8MHzにより、船舶を呼び出すことが困難な場合に使用することができる。

18 (18)は、日本沿岸海域においてスポーツ及びレジャー用無線局が呼出応答を行う場合に限る。

19 (19)は、日本沿岸海域においてスポーツ及びレジャー通信を行う場合に限る。

20 (20)は、スポーツ及びレジャー用無線局相互間の通信に使用してはならない。

21 (21)は、外国の無線局と通信を行う場合に限る。

22 特に協定がある場合には、「その他」の欄の周波数を呼出し、応答及び準備信号に使用することができる。

23 船舶自動識別装置又は簡易型船舶自動識別装置による通信を行う場合は、電波の型式はF 1 Dとし、原則として161.975MHz及び162.025MHzを全海域で使用するものとする。

ウ・エ (略)

(2) (略)

ア～エ (略)

2 海岸局が使用することができる電波の型式及び周波数

(1) (略)

(2) 4,000kHz以上の周波数

ア (略)

イ ア以外の海岸局

使用電波の型式及び周波数(MHz)

呼出し、応答及び準備信号の送信	呼出し、応答及び準備信号の送信その他すべての通信
F 3 E	F 3 E
156.525(5)(6)(7)	149.65 (1) 150.35 (1) 151.09 (1) 151.33 (1) 152.37 (1) 153.49 (2) 156.375(3)(4) 156.425(3)(4) 156.575(1) 156.65 (8) 156.725(1)
156.8 156.875(9)	157.49 (1) 158.53 (1) 158.57 (1) 158.69 (1) 158.85 (2) 158.89 (1) 158.93 (1) 159.03 (1) 159.05 (1)

	159.07 (1) 159.17 (2) 161.05 (1) 161.525(1) 161.625(1) 161.675(1) 161.725(1) 161.825(1) 161.925(8) 161.95 (8) 162.975(9) 162.025(9)		159.07 (1) 159.17 (2) 161.05 (1) 161.525(1) 161.625(1) 161.675(1) 161.725(1) 161.825(1) 161.925(10) 161.95 (10) 161.975(11) 162.025(11)
<p>注1～注4（略）</p> <p>注5 (5)は、<u>デジタル選択呼出装置を使用する場合に限る。この場合の電波の型式はF 2 Bとする。</u></p> <p>注6 (6)は、船舶局相互間において航行の安全に関する通信を行う場合に限る。</p> <p>注7 (7)は、日本沿岸海域においてスポーツ及びレジャー用無線局が呼出応答を行う場合に限る。</p> <p>注8 (8)は、日本沿岸海域においてスポーツ及びレジャー通信を行う場合に限る。</p> <p>注9 (9)は、船舶自動識別装置又は簡易型船舶自動識別装置を備える船舶局と通信を行う場合に限る。</p> <p>3・4（略）</p>	<p>注1～注4（略）</p> <p>注5 (5)は、<u>デジタル選択呼出しによる遭難、緊急及び安全用である。</u></p> <p>注6 (6)は、<u>遭難、緊急及び安全以外の目的のために呼出し用としても使用することができる。</u></p> <p>注7 (7)の電波の型式はF 2 Bとする。</p> <p>注8 (8)は、船舶局相互間において航行の安全に関する通信を行う場合に限る。</p> <p>注9 (9)は、日本沿岸海域においてスポーツ及びレジャー用無線局が呼出応答を行う場合に限る。</p> <p>注10 (10)は、日本沿岸海域においてスポーツ及びレジャー通信を行う場合に限る。</p> <p>注11 (11)は、船舶自動識別装置を備える船舶局と通信を行う場合に限る。</p> <p>3・4（略）</p>		

(7) 船位通報に関する通信を取り扱う海岸局の運用に関する事項を定める件（昭和60年郵政省告示第753号）の一部を改正する告示（郵政省告示第465号）  
（傍線部分は改正部分）

改正後	現 行
<p>1（略）</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 中短波無線電信（デジタル選択呼出装置に限る。）中短波無線電話又は超短波無線電話により通信を行う海岸局</p> <p>一覧表の記載を省略します。  各海岸局の送信周波数から F1B 2,417.5 kHz を削除</p> <p>注1～4（略）</p> <p>5 <u>送信電波の欄の各周波数は、以下に掲げる通信に使用する。</u></p> <p>(1) <u>F 1 B 電波 2,177kHz については、デジタル選択呼出装置による通信</u></p> <p>(2) <u>J 3 E 電波 2,150kHz 及び 2,394.5kHz については、デジタル選択呼出装置による通信に続く無線電話による通信</u></p> <p>2～3（略）</p>	<p>1（略）</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 中短波無線電信（<u>デジタル選択呼出装置又は狭帯域直接印刷電信に限る。</u>）中短波無線電話又は超短波無線電話により通信を行う海岸局</p> <p>一覧表の記載を省略します。</p> <p>注1～4（略）</p> <p>5 <u>送信電波の欄の各周波数は、以下に掲げる通信に使用する。</u></p> <p>(1) <u>F 1 B 電波 2,177kHz については、デジタル選択呼出装置による通信</u></p> <p>(2) <u>F 1 B 電波 2,417.5kHz については、デジタル選択呼出装置による通信に引き続き狭帯域直接印刷電信装置による通信</u></p> <p>(3) <u>J 3 E 電波 2,150kHz 及び 2,394.5kHz については、デジタル選択呼出装置による通信に引き続き無線電話による通信</u></p> <p>2～3（略）</p>

(8) 船舶局及び海岸局のデジタル選択呼出装置の技術的条件を定める件(平成2年郵政省告示第567号)の一部を改正する告示(郵政省告示第466号) (傍線部分は改正部分)

改正後	現 行
<p>一 一般的条件 船舶局のデジタル選択呼出装置(以下「装置」という。)は、次の条件に適合するものであること。</p> <p>1・2 (略)</p> <p><u>3 遭難警報は、独立した二以上の操作(一の操作が専用ボタンを三秒以上押し続ける操作)により送出されるものであること。</u></p> <p>4~10 (略)</p> <p>11 通常の出付位置において、製造者名、型式名及び製造番号が明確に判読できるように外部に表示されていること。<u>ただし、法第三十三条の規定に基づき備えなければならない無線設備の機器以外のものについてはこの限りでない。</u></p> <p>二 (略)</p> <p>三 選択呼出信号の送出条件</p> <p>1 選択呼出信号(ドット信号、同期信号及び誤り検定符号を除く。)の送出は、最初の送出との間に四つのコードが置かれるタイムダイバーシティ方式であること。</p> <p><u>2 遭難警報を連続して送信する場合は、一の遭難警報の最後の信号と次に送出される遭難警報の最初の信号とを、間隔なしに送出できるものであること。</u></p> <p>3 <u>ITU R勧告 M.821 に基づく拡張シーケンス(高分解能位置情報)の送出が可能なること。ただし、法第三十三条の規定に基づき備えなければならない無線設備の機器以外のものについてはこの限りでない。</u></p> <p>四 選択呼出信号の受信条件</p> <p>1 別図第一号注3(1)に規定するクラスAの装置は、第二項に規定する選択呼出信号を受信し、その内容の読み出しができるものであること。</p> <p>2 <u>別図第一号注3(2)に規定するクラスBの装置は、遭難警報等及び次の選択呼出信号を受信し、その内容を表示することができるものであること。</u></p> <p>(一)~(三) (略)</p> <p><u>3 別図第一号注3(3)に規定するクラスD及び別図第一号注3(4)に規定するクラスEの装置は、遭難警報等及び次の選択呼出信号を受信し、その内容を表示することができるものであること。</u></p> <p>(一) 第二項に規定する選択呼出信号のうち、同一のクラスの装置から送出されるもの</p> <p>(二) フォーマット信号が「海域呼出し」である遭難警報の中継のためのもの(クラスDの装置を除く。)</p> <p>(三) 第一テレコマンドが「受入不可」であるもの</p>	<p>一 一般的条件 船舶局のデジタル選択呼出装置(以下「装置」という。)は、次の条件に適合するものであること。</p> <p>1・2 (略)</p> <p><u>3 遭難警報を送出するための専用ボタンは、独立した二以上の操作により作動するものであり、かつ、次号の条件に適合する入力パネル又は国際標準化機構(I S O)の規格によるキーボードのキーでないこと。</u></p> <p>4~10 (略)</p> <p>11 通常の出付位置において、製造者名、型式名及び製造番号が明確に判読できるように外部に表示されていること。</p> <p>二 (略)</p> <p>三 選択呼出信号の送出条件</p> <p>1 選択呼出信号(ドット信号及び誤り検定符号を除く。)の送出は、最初の送出との間に四つのコードが置かれるタイムダイバーシティ方式であること。</p> <p><u>2 選択呼出信号の繰り返し送出は、次のとおりであること。</u></p> <p>(一) <u>遭難警報を連続して送信する場合は、一の遭難警報の最後の信号と次に送出される遭難警報のドット信号との間を、間隔なしに送出できるものであること。</u></p> <p>(二) <u>デジタル選択呼出通信のみのための周波数以外の周波数の電波を使用する呼出し又は応答の選択呼出信号の場合は、別図第八号に従って四回を超えない回数を繰り返し送出できること。</u></p> <p>(三) (一)及び(二)以外の場合は、繰り返し送出ができないものであること。</p> <p>四 選択呼出信号の受信条件</p> <p>1 <u>クラスAの装置は、第二項に規定する選択呼出信号を受信し、その内容の読み出しができること。</u></p> <p>2 <u>クラスBの装置は、次の選択呼出信号を受信し、その内容を表示することができること。</u></p> <p>(一)~(三) (略)</p>

<p>4 (略)</p> <p>別図第一号は、記載を省略します。</p> <p>別図第二号は、記載を省略します。</p> <p>別図第三号 (略)</p> <p>別図第四号は、記載を省略します。</p> <p>別図第五号は、記載を省略します。</p> <p>別図第六号・別図第七号 (略)</p> <p>別図第八号 削除 (図略)</p> <p>別図第九号 (略)</p> <p>別表第一号は、記載を省略します。</p> <p>別表第二号～別表第四号 (略)</p>	<p>3 (略)</p> <p>別図第一号は、記載を省略します。</p> <p>別図第二号は、記載を省略します。</p> <p>別図第三号 (略)</p> <p>別図第四号は、記載を省略します。</p> <p>別図第五号は、記載を省略します。</p> <p>別図第六号・別図第七号 (略)</p> <p>別図第八号 繰り返し送出手のシーケンス (図略)</p> <p>別図第九号 (略)</p> <p>別表第一号は、記載を省略します。</p> <p>別表第二号～別表第四号 (略)</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(9) 自動識別装置を装置しなければならない海上移動業務の無線局及び自動識別装置の技術的条件を定める件(昭和4年郵政省告示第355号)の一部を改正する告示(郵政省告示第467号)

(傍線部分は改正部分)

改正後	現 行
<p>二 <u>自動識別装置を装置しなければならない海上移動業務の無線局は、漁船の船舶局(無線設備規則第九条の二第五項の規定による変調信号処理装置を附置する無線設備を使用するものに限る。)</u>とする。</p> <p>二 (略)</p>	<p>二 <u>自動識別装置を装置しなければならない海上移動業務の無線局は、次のとおりとする。</u></p> <p>1 <u>空中線電力五ワット以下の無線電話を施設するスポーツ及びレジャー用の船舶局であって、呼出し応答用の周波数として一五六・八七五MHzの指定を受けるもの</u></p> <p>2 <u>漁船の船舶局(無線設備規則第九条の二第六項の規定による変調信号処理装置を附置する無線設備に限る。)</u></p> <p>二 (略)</p>

(10) 認定点検事業者が行う点検の実施方法等を定める件(平成9年総務省告示第666号)の一部を改正する告示(郵政省告示第468号)

(傍線部分は改正部分)

改正後	現 行
<p>第一 登録点検事業者等規則(平成9年郵政省令第76号)第10条の点検の実施項目に係る点検の実施方法は、次のとおりとする。</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 無線設備等</p> <p>一 (略)</p> <p>二 電気的特性の点検 (表略)</p> <p>注1・2 (略)</p> <p>注3 送信装置のうち、型式検定に合格した無線機器又は法第四条第二号の適合表示無線設備(以下「<u>適合表示無線設備</u>」という。)については、占有周波数帯幅、スプリアス発射又は不要発射の強度、隣接チャネル漏れ電力の強度及び比吸収率の項目について省略することができる。</p> <p>注4 (略)</p> <p>三 総合試験</p> <p>点検を実施する無線局の無線設備が正常に動作し、当該無線局の目的が達成されるかどうかを総合的に判断するため、以下により実地に通信を行って、その通信の状況等を確認する。</p> <p>無線設備の操作を行う場合は、当該無線局に選任され</p>	<p>第一 登録点検事業者等規則(平成9年郵政省令第76号)第10条の点検の実施項目に係る点検の実施方法は、次のとおりとする。</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 無線設備等</p> <p>一 (略)</p> <p>二 電気的特性の点検 (表略)</p> <p>注1・2 (略)</p> <p>注3 送信装置のうち、型式検定に合格した無線機器又は法第四条第二号の適合表示無線設備については、占有周波数帯幅、スプリアス発射又は不要発射の強度、隣接チャネル漏れ電力の強度及び比吸収率の項目について省略することができる。</p> <p>注4 (略)</p> <p>三 総合試験</p> <p>点検を実施する無線局の無線設備が正常に動作し、当該無線局の目的が達成されるかどうかを総合的に判断するため、以下により実地に通信を行って、その通信の状況等を確認する。</p> <p>無線設備の操作を行う場合は、当該無線局に選任され</p>

た無線従事者が行うものとする。			た無線従事者が行うものとする。		
点検対象無線局等の種別	総合試験の方法等	備考	点検対象無線局等の種別	総合試験の方法等	備考
1 航空機局	(略)	(略)	1 航空機局	(略)	(略)
2 船舶局	<p>(1) <u>無線電信又は無線電話については、次のとおりとする。</u></p> <p>ア <u>設備ごとに任意の1周波数を選定して実地通信を行い、無線電信については、感度、明瞭度及び発射の音調を、無線電話については感度及び明瞭度を確認する。</u></p> <p>イ <u>無線電話について、アによることが困難な場合は、任意の1周波数を使用して電波を発射し、他の無線局等の受信機を用いて感度及び明瞭度を確認するとともに、任意の周波数の電波を受信して感度を確認する。</u></p> <p>(2) デジタル選択呼出装置(以下「DSC」という。)又は狭帯域直接印刷電信(以下「NB DP」という。)については、次のとおりとする。</p> <p>ア <u>DSC(適合表示無線設備を除く。)</u>又はNB DP(中短波帯の周波数の電波を使用するものを除く。)の設備ごとに任意の1周波数を選定して実地通信を行い、通信の設定状況の良否及び文字の復調状況を確認する。</p> <p>イ (略)</p> <p>(3)~(5) (略)</p>	記載にあたっては、通信の相手方、使用した電波の型式及び周波数、自局の位置及び高度も併せて記載すること。	2 船舶局	<p>(1) 無線電信又は無線電話については設備ごとに任意の1周波数を選定して実地通信を行い、電信については、感度、明瞭度及び発射の音調を、電話については感度及び明瞭度を確認する。</p> <p>(2) デジタル選択呼出装置(以下「DSC」という。)又は狭帯域直接印刷電信(以下「NB DP」という。)については、次のとおりとする。</p> <p>ア DSC又はNB DPの設備ごとに任意の1周波数を選定して実地通信を行い、通信の設定状況の良否及び文字の復調状況を確認する。</p> <p>イ (略)</p> <p>(3)~(5) (略)</p>	記載にあたっては、通信の相手方、使用した電波の型式及び周波数、自局の位置及び高度も併せて記載すること。
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(11) 無線局免許申請等に添付する無線局事項書及び工事設計書の各欄に記載するためのコード(無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。)を定める件(平成16年総務省告示第859号)の一部を改正する告示(郵政省告示第469号) (傍線部分は改正部分)

改正後		現行	
別表第一号~第十三号 (略)		別表第一号~第十三号 (略)	
別表第十四号 無線設備の種別コード		別表第十四号 無線設備の種別コード	
項目	コード	項目	コード
<u>超短波帯(150MHz)の無線設備の機器(固定型)</u>	<u>J</u>	<u>超短波帯(150MHz)の無線設備の機器</u>	<u>J</u>



超短波帯（150 MHz）の無線設備の機器（携帯型）	P		
（略）	（略）	（略）	（略）
別表第十五号～第二十三号（略）		別表第十五号～第二十三号	

（12）デジタル選択呼出装置等による通信を行う船舶局の無線設備の技術的条件を定める件（平成 17 年総務省告示第 1233 号）の一部を改正する告示（郵政省告示第 470 号）（傍線部分は改正部分）

改正後	現 行
<p>一 J 三 E 電波を使用する無線電話による通信及びデジタル選択呼出装置若しくは狭帯域直接印刷電信装置による通信又は F 三 E 電波を使用する無線電話による通信及びデジタル選択呼出装置による通信（以下「デジタル選択呼出装置等による通信」という。）を行う船舶局の無線設備は、次の条件に適合すること。</p> <p>1～3（略）</p> <p>4 ○から九までの数字の入力パネルを有する場合は、その数字のキー配列は国際電気通信連合電気通信標準化部門の勧告 E.161 によるものであること。</p> <p><u>5 遭難警報は、独立した二以上の操作（一の操作が専用ボタンを三秒以上押し続ける操作）により送出されるものであること。</u></p> <p>6～12（略）</p> <p>二・三（略）</p>	<p>一 J 三 E 電波を使用する無線電話による通信及びデジタル選択呼出装置若しくは狭帯域直接印刷電信装置による通信又は F 三 E 電波を使用する無線電話による通信及びデジタル選択呼出装置による通信（以下「デジタル選択呼出装置等による通信」という。）を行う船舶局の無線設備は、次の条件に適合すること。</p> <p>1～3（略）</p> <p>4（同上）</p> <p><u>5 遭難警報を送出するための専用のボタンは、独立した二以上の操作により作動するものであり、かつ、前号の条件に適合する入力パネル又は国際標準化機構（I S O）の規格によるキーボードのキーでないこと。</u></p> <p>6～12（略）</p> <p>二・三（略）</p>

（12）小規模な船舶局（特定船舶局）に使用する無線設備を定める告示（傍線部分は改正部分）

<p>総務省告示第 471 号</p> <p>電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第三十四条の六第一号の規定に基づき、小規模な船舶局に使用する無線設備として総務大臣が別に告示する無線設備を次のように定める。</p> <p>なお、平成三年郵政省告示第六十一号（無線局免許手続規則第三条の表一の項の特定船舶局を定める件）は、廃止する。</p> <p>平成二十一年十月二日</p> <p style="text-align: right;">総務大臣 原口 一博</p> <p>一 A 二 D 電波又は A 三 E 電波二六・一七五 MHz を超え二八 MHz 以下の周波数を使用する空中線電力一ワット以下の適合表示無線設備</p> <p>二 A 二 D 電波又は A 三 E 電波二九・七五 MHz を超え四一 MHz 以下の周波数を使用する空中線電力五ワット以下の適合表示無線設備</p> <p>三 A 二 D 電波又は A 三 E 電波一五四・六七五 MHz を超え一六二・〇三七五 MHz 以下の周波数を使用する空中線電力一ワット以下の適合表示無線設備</p> <p>四 前三項の適合表示無線設備に接続して使用するデータ伝送装置を備える無線設備</p> <p>五 F 二 B 電波又は F 三 E 電波一五六 MHz を超え一五七・四五 MHz 以下の周波数を使用する空中線電力二五ワット以下の適合表示無線設備</p> <p>六 F 三 E 電波三五一・九 MHz を超え三六四・二 MHz 以下の周波数を使用する空中線電力五ワット以下の適合表示無線設備</p> <p>七 レーダー（検定規則による型式検定に合格したもの又は適合表示無線設備に限る。）</p> <p>八 簡易型船舶自動識別装置（適合表示無線設備に限る。）</p> <p>九 デジタル選択呼出装置による通信を行う海上移動業務の無線局の無線設備（適合表示無線設備に限る。）</p> <p>十 双方向無線電話（検定規則による型式検定に合格したものに限る。）</p> <p>十一 衛星非常用位置指示無線標識（検定規則による型式検定に合格したものに限る。）</p> <p>十二 搜索救助用レーダートランスポンダ（検定規則による型式検定に合格したものに限る。）</p> <p>十三 前各項の無線設備と併せて船舶局に設置する次に掲げる無線設備</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

- (1) 船上通信設備（適合表示無線設備に限る。）
- (2) 無線方位測定機
- (3) インマルサット高機能グループ呼出受信機
- (4) デジタル選択呼出専用受信機
- (5) ナブテックス受信機
- (6) 地上無線航法装置
- (7) 衛星航法装置
- (8) (2)から(7)まで以外の受信設備

附 則

この告示の施行の際現に免許又は予備免許を受けている特定船舶局については、その備える無線設備は、この告示の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。